

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため出勤者を削減します

本市は、緊急事態宣言時においても事業の継続が求められる事業者には該当しますが、感染のまん延防止の観点から、出勤者削減に向けて最大限取り組むことが求められています。このことから、時差勤務の積極的な活用に加え、交代制勤務の試行を実施します。

1 概要

時差出勤と交代制勤務を行うことにより出勤者を削減する。

2 対象

勤務時間が午前8時30分から午後5時15分に割り振られた職員

3 時差勤務について

前橋市職員の時差勤務制度に関する規程に定められたB勤務（午前6時から午後2時45分まで）やO勤務（午後1時から午後9時45分まで）等を積極的に活用することにより、同時に勤務する職員を削減する。

4 交代制勤務について

月曜日から金曜日に勤務が割り振られた職員を概ね3分割して3班に編成し、週休日の振替等を行って土曜日又は日曜日の勤務を命じることにより、それぞれの班ができるだけ重ならないよう、所属の状況に応じて交代制勤務を行う。

5 開始時期

それぞれの所属の状況に応じて、上記3又は4の実施あるいは3及び4を合わせて取り組むこととし、準備が整い次第、4月17日から4月27日までに開始。

6 試行期間

令和2年5月31日（日）まで

7 その他

開庁日については変更なし（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

担 当 職員課 人事係
電 話 027-898-6507